

市内企業と海外スタートアップ等との連携促進による市内イノベーションの推進業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

1 案件名称

市内企業と海外スタートアップ等との連携促進による市内イノベーションの推進業務
(外部向け名称：Kobe Global Startup Support)

2 業務内容に関する事項

（1）業務目的

本事業は、市内企業と海外スタートアップ等との連携促進による市内イノベーションの推進を目的として実施する。

新技術やイノベーションの転換が加速する中、海外スタートアップが有する先進的な技術やビジネスモデルと、市内企業が培ってきた事業基盤や市場ネットワークを融合させ、双方にとって有益なイノベーションを創出することは、市内産業の高度化や地域経済の活性化を図る上で重要な要素となっている。

本市ではこれまで、外国人起業家等の誘致を目的に、海外スタートアップと市内企業とのビジネスマッチングなど、主に個社単位での支援を実施してきた。これらの取組を通じて、市内企業におけるオープンイノベーションへの理解や関心は一定程度進展し、海外スタートアップとの連携に対するニーズも高まりつつある。

一方で、近年の制度・環境変化として、「経営・管理ビザ」の取得要件の厳格化（令和7年10月法改正）により、海外スタートアップが我が国において法人を設立し、事業展開を行うことのハードルは一層高まっている。加えて、言語や商習慣の違い、情報の非対称性といった要因も相まって、市内企業と海外スタートアップが自律的に出会い、具体的な連携へと発展させる機会は依然として限定的である。

こうした状況を踏まえると、市内イノベーションの創出を持続的に推進し、地域経済の活性化および競争力強化を図るためにには、海外スタートアップの拠点設立や進出段階に必ずしも依存しない形での連携促進が求められる。そのためには、市内企業の技術・事業ニーズを的確に把握した上で、それに応じた海外スタートアップの発掘・スクリーニングを行い、実証、共同開発、業務提携等を含む多様な連携可能性を見据えた、効果的なビジネスマッチング支援を実施することが必要である。

（2）概要・業務内容

市内企業と海外スタートアップ等との連携促進による市内イノベーションの推進業務

（別紙「仕様書」のとおり）

（3）事業規模（契約上限額）

金8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

（4）契約期間

契約日から令和9年（2027年）3月31日

（5）費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（2）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第24条第1項の規定により契約金額の100分の3以上の額とします。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができます。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第25条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除します。

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。複数の事業者等により構成される共同企業体での応募の場合は、共同企業体に参加する全ての事業者等が次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (3) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制のある団体でないこと
- (5) 暴力団員が役員として経営に関与（実質的に関与している場合を含む）していないこと等「神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条」に該当しないこと
- (6) 当該委託業務に関する業務目標の達成、計画の遂行及び業務の継続的な実施に必要な組織、人員、設備等を有していること
- (7) 企業、民間団体等、本業務に関する委託契約を神戸市との間で直接契約等できる団体であること

5 スケジュール

- | | |
|---------------------|-------------------------------------|
| (1) 公募開始 | 2026年2月16日（月） |
| (2) 参加申請関係書類・質問提出期限 | 2026年3月3日（火）午後5時まで |
| (3) 質問に対する回答 | 2026年3月10日（火） |
| (4) 企画提案書・見積書の提出期限 | 2026年3月17日（火）午後5時まで |
| (5) 事業者選考会 | 2026年3月25日（水）（予定）
※詳細は参加申請者に別途通知 |
| (6) 選定結果通知 | 2026年3月27日（金）（予定） |
| (7) 契約締結・事業開始 | 2026年4月1日（水）（予定） |
| (8) 事業完了 | 2027年3月31日（水） |

6 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請関係書類の提出

- ①受付期間 公募開始日から2026年3月3日（火）午後5時まで
- ②提出方法 本要領9に記載のEメールアドレスにデータで提出すること。
- ③提出書類 提案申請書（様式1）

(2) 質問の受付

- ①受付期間 公募開始日から2026年3月3日（火）午後5時まで
- ②質問方法 質問事項を本要領9に記載のEメールアドレスに送付すること。
なお、電話等による質問は受け付けない。

- ③回答方法 参加申込者全員に対し、質問事項及び回答を電子メールで回答する。なお、質問者の氏名は公表しない。なお、事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項については、この限りではない。
- ④その他 神戸市の回答は、本要領及び仕様書を補足する効力を持つ

7 提出書類に関する事項

- (1) 受付期間 公募開始日から 2026 年 3 月 17 日（火）午後 5 時まで
- (2) 提出方法 本要領 9 に記載の E メールアドレスにデータで提出すること。
- (3) 提出書類 ①企画提案書
7 (4) に詳細を記載。
②見積額調書（様式 2）及び積算根拠となる明細書（様式自由）
※2 (3) 記載額を上限とする。
③企業、団体等の概要がわかる資料
④共同企業体結成届出書（様式 3）
※共同企業体結成届出書は共同企業体での参加を希望する場合のみ提出すること。
- (4) 企画提案書
①企画提案書は、A4 版とし、様式は自由とする。
②企画提案書の枚数は、20 ページ以内とする。
(表紙・目次を除く／A3 は 2 ページ分換算) とする。
③企画提案書の必須記載項目は、以下のとおりとする。
ア. 事業実施提案
・本事業実施の実施目的
・全体スケジュール・実施手順案
・本業務の具体的な実施内容
・提案内容の優位性（独自性、ビジネスマッチング支援・イベント遂行のノウハウ、英語対応体制、海外連携機関や地元企業の活用できるネットワーク等）
イ. 本業務にかかる実施体制・支援体制
・責任者や市窓口担当者の明示
・実施体制の中に、ビジネスレベル以上の英語対応が可能な人材を含むこと

8 選定に関する事項

- (1) 選定基準
審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。
① 業務目的および業務内容の理解度【10 点】
② スケジュール、実施手順の妥当性【10 点】
③ 提案内容の実現性【20 点】
④ 提案内容の優位性【50 点】
⑤ 地元企業に対する加点【10 点】
※神戸市内に本社を有する場合 10 点、本社を除き事業活動が行われていることが客観的に判断される事業所を有する場合 5 点
※複数の事業者等により構成される共同企業体での応募の場合は、共同企業体に参加する全ての事業者等の「地元企業に対する加点」の合計点を参加事業者等の数で除した点数
- (2) 選定方法
①本企画提案の審査については、本事業委託選定委員会が行い、その意見を受けて選定する。

②選定委員は、応募者が企画提案書に基づき行うプレゼンテーションの内容に対する審査を行う。

【プレゼンテーション審査会】

ア. 開催日時 2025年3月25日（水）午前（予定）

イ. 場所 神戸市役所もしくはオンライン

ウ. 内容・方法 •企画提案書に関するプレゼンテーション（約15分）

•質疑応答（約10分）

③審査の結果、評価点が最も高い候補者を事業者として選定する。最高得点が複数いる場合には見積金額が低い提案者を選定する。

⑤提案事業者が1者であった場合には、プレゼンテーションによる審査会は実施せず、企画提案書等を基に書類による審査のみを実施する。各選定委員の採点の合計点が6割以上であれば業務委託予定者とする。

⑥審査員名は、個人情報保護の観点から公表しない。

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める
- ② 他の応募者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ③ 事業者選定終了までの間に、他の応募者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（4）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての応募者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

9 その他

（1）提案に要する費用、条件等

- ① 企画提案書の作成に要する費用は、応募者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

（2）提出先、問い合わせ先

神戸市経済観光局新産業創造課 担当：内藤、北野

電話：078-984-0293

電子メールアドレス：shinsangyosozo@city.kobe.lg.jp